

SLN No. 79 1999.1.15

判例集のスターページネーション -12年ぶりの新判例-

Matthew Bender & Co. v. West Publishing Co. (2nd Cir. November 3, 1998)

1. はじめに

1986年、第8巡回区控訴裁判所は、ミード社によるオンライン判例検索システムでウェスト社の判例集(書物)の該当ページがわかるようにすること(スターページネーション)はウェスト社の編集著作権(compilation)を侵害するものと判断した。West Publishing Co. v. Mead Data Central, Inc., 799 F.2d 1219 (8th Cir. 1986)。カージャラ=眉山「〔日本・アメリカ〕コンピュータ・著作権法」144、164、184頁参照。

本判例は、ほとんど同じ事実関係の下で(ただし、データ提供はオンラインでなくCD-ROM)第2巡回区控訴裁判所は非侵害とした。

2. 裁判所の判断

本件は、CD-ROMの判例集を出しているマシューベンダー社(以下「MB社」)ほか1社が、スターページネーションによってウェスト社の著作権を侵害しないことの宣言的判決を求め、サマリージャジメントの申立を1審が認めたのでウェスト社が控訴した、その控訴審判決である。

(言うまでもないことながら、アメリカは判例法国家であり、判決や論文等において過去の判例がひんぱんに引用される。その際、ウェスト社のナショナル・リポーター・システムという判例集のシリーズ名、巻数、頁数で特定されることが多い。例えば、先に示したウェスト対ミード事件の表記を参照されたい。F.2dというのは、Federal Reporterの第2シリーズである。高裁の判例集で巻数が増えたので、第2シリーズとなった。現在は第3シリーズになっている。799はその第2シリーズの第799巻を指す。1219はこの判決が始まる最初の頁を指す。ここまでの表記(パラレル・サイテーション)は、ウェスト対ミード判決でも本件でもウェスト社によりフェアユースにあたりとされている。問題は、判決や

SOFTIC

©1999 (財)ソフトウェア情報センター

本誌記事の無断転載を禁じます。

〒105-0001 東京都港区虎ノ門5-1-4 東都ビル4階

TEL. (03)3437-3071 FAX. (03)3437-3398

E-mail: staff@softic.or.jp URL <http://www.softic.or.jp>



この事業は、競輪の補助金を受けて実施したものです。

論文で引用する個所の頁数の表記である。例えば、ウェスト対ミード事件の中で引用する文が 1221 頁にのっているとする、

West Publishing, Co. v. Mead Data Central, Inc., 799 F.2d 1219, 1221(8th Cir. 1986)

という記載をする。一度完全なサイテーションをした後で特定部分を引用（クォーテーション）する場合は、

West Publ'g Co., 799 F.2d at 1221

とか、直前に出ているなら、

Id. at 1221

と表記する。ウェスト社は、他社の判例集が、このウェスト社判例集の特定該当頁を表記しうらようになっていて嫌うわけである。）

本高裁は、ファイト最高裁判決（SLN26 号）を受けて、著作権侵害を認めなかった。以下、判決の論旨を追うことにする。

(1) ウェスト社は、MB 社の CD-ROM のユーザーが一連のコマンドをインプットするとウェスト社の判例集の著作物性のある配列が感知されるので、スターページネーションが備わった MB 社の製品はウェスト社の配列の違法な複製物となると主張する。当審は認めない。

(2) 著作権法 101 条は編集著作物（compilation）を「既存の資料又は材料を収集して作り上げた著作物であって、それらの資料又は材料の選択、調整又は配列によって出来上がった著作物が全体として独創的な著作物を構成するものをいう。「編集著作物」は、集合著作物を含む。」と定義し、編集物にも著作権が認められうるが、その著作権は「その作品に採用された既存の素材と区別される著作物が貢献した素材にのみ及ぶ」（103 条）とされている。

(3) 1991 年のファイト最高裁判決は、事実編集物の著作権は事実そのものには及ばず、したがって保護は薄い（thin）。また、資料や材料の収集努力を保護する「額に汗」の考え方を明確に否定した。ファイト判決によると、侵害立証のためには（1）有効な著作権を有することと（2）オリジナリティーのある部分をコピーすることが必要である。本件で（1）は争いが無い。（2）が問題だがオリジナリティー要件はファイト判決によると、「作品が独立して作成されたことと少なくとも最小限の創作性があること」を意味する。ウェスト社によると、頁の切れ目はプログラムで自動的に決定される。したがって、巻と頁数そのものには創作性の最小限さえなく、保護されない。そこで、ウェスト社は次のような議論をする。

(i) スターページネーションによりウェスト社の判決の配列が MB 社の CD-ROM に植えつけられ、そのファイル取出プログラムによりユーザーはウェスト社の配列を知覚できる。そして、(ii) 著作権法 101 条の「複製物」の定義のもとで、機械の助けによって編集物の保護される要素を知覚可能とする作品はその編集物の複製物にあたる。

A. しかし、ウェスト社がフェアユースとして認めるパラレル・サイテーション（最初の頁の表示）で既にウェスト社の配列はユーザーに知覚しうる。スターページネーションで頁の切れ目がわかるがこれはウェスト社のオリジナルな創作物ではないからコピーしても合法的である。

B. ウェスト社は、MB社のCD-ROMのユーザーが操作するとウェスト社の配列になると言う。〔この点を検討する。〕

〈1〉 101条の「複製物」の定義

定義は次のとおり。

「複製物」とは、現在知られており、又は将来開発される方法によって著作物を固定する有体物であって、それから直接に又は機械若しくは装置の助けを借りて著作物を知覚し、複製し、又は伝達することができるもの（レコードを除く。）をいう。「複製物」という用語は、著作物が最初に固定される有体物（レコードを除く。）を含む。

また、「固定」の定義は、次のとおり。

著作物の有形的表現媒体への「固定」とは、瞬間的期間以上の期間にわたって著作物を知覚し、複製し、又は伝達することを可能とするに足るほど永続的に又は安定的に、著作物を著作者又は著作者の許諾を得た物が複製物又はレコードに録音することをいう。送信されている音、影像又はこの両者から成る著作物の場合には、「固定」とは、この法律の適用上、著作物の送信と同時に知られている著作物の固定をいう。

「複製物」の定義は、「固定」の要件を拡張して、機械の助けで知覚可能となる作品を化体した物体を含むよう意図されている。しかし、本件では、CD-ROMに固定された順序である。ウェスト社の複製物の定義によると、ユーザーがその創意で操作する一切の配列ないし再配列まで含むよう広がってしまう。

〈2〉 実質的類似性

ファイト判決の言うように、事実編集物の著作権保護は薄く、元の編集物と同じ選択・配列でないと侵害にはならない。二つの作品が実質的に類似する配列かどうか判定するには、素材の順序を比較すべきであり、非常に類似した順序ないしフォーマットの場合のみ侵害と認定すべきである。ウェスト社の配列は裁判所、日付、ジャンル等によっているが、MB社は日付（他の1社は裁判所）だけの簡単な組成である。

ウェスト社の議論は、ユーザーがハサミを使えば同じ配列になる、と主張しているようなものである。

〈3〉 寄与侵害

寄与侵害が成立するには直接侵害が必要である。寄与侵害は、(i) 侵害を奨励ないし補助する人的活動か (ii) 侵害を容易にする機械又は物品の供給の2タイプある。本件では、後者のタイプだが、ソニー最高裁判決の言うように、フェアユースで認められた利用も含め、装置が「実質的な非侵害的利用を可能とする」ものなら、寄与侵害にならない。ユーザーが本CD-ROMを使うのは判例を検索し、場所を示すためである。

C. 当審は、ウェスト対ミード事件の第8巡回区高裁の判決と意見を異にする。同判決は、「額に汗」論に依拠しているが、これはファイト最高裁判決によって覆えされた。

3. コメント

主に編集著作物について、「額に汗」論やその同系の「フリーライド」論は、経済的観点のみを強調することになりがちであり、ファイト判決によりその正当性が否定されたのは好ましいことであった。ただし、ファイト判決以降も声高な主張こそなくなったものの、「額に汗」論の残滓は幾つもの下級審判決中に認められた（例えば、本判決でも引

用されている Oasis 対 West 地裁判決)。本判決はファイト判決の論理を正しく踏襲したものと評価できる。